

職員履歴と達書による

大宮県の成立とその展開

岸 清俊

はじめに

平成五年度に『埼玉県史料叢書』の一シリーズとして刊行を開始した「埼玉県史料」は、平成十二年度に第五巻を刊行して、予定していた全四五冊分の翻刻を完了した。この第五巻には、埼玉県が成立する以前に存在した忍藩（県）・岩槻藩（県）・大宮（浦和）県に関する史料が収録されている。しかし、これらの史料が編さんされた明治前期にあっても文書類の散逸は著しく、特に大宮県の「沿革概記」の中では「考証トスベキ書冊モ遺サス、僅ニ備置所ヲ抜録シテ申牒布令ヲ別二附ス」と記されている。しかも、その申牒布令も「布令抄」に五点、「申牒指令抄」に六点の史料が掲載されるのみである。更に、初代の大宮県事である宮原中務に至つては「族籍不知」とあり、県行政文書中にも履歴書は残されていない。

大宮県は明治二年（一八六九）正月二十八日に設置され、同年九月一十九日に浦和県と改称される迄のわずか八か月間存在した県ではあるが、それはやがて浦和県・埼玉県へと統していく県として、その実像を明らかにしていくことは意義のあることであると思われる。そこ

で、この稿では当文書館に収蔵される県行政文書及び古文書のなかから関係する史料を抜録し、大宮県が発した達書類を集成するとともに、大宮県時代の職員の動きをまとめ、「埼玉県史料」の不備を補おうとするものである。ただし、あくまでも当館収蔵史料に限定したのと、限られた時間内での調査のため、成果が不十分であることは勿論のことであるが、今後の研究進展の一助としたい。

一 大宮県の職員履歴

表一は、当館収蔵の「職制」⁽²⁾及び明治元・二年の「日誌」⁽³⁾等から作成した大宮県の職員履歴である。この表をみると、大宮県の職員は宮原中務の時と間島万次郎の就任以降で大きく変わることがわかる。ま

ず、宮原の時代は山田一太夫の附属・下吏から引き続く旧幕府代官の手代・手附衆が殆どを占め、これに二月に聽訟断獄方・同補や会計方として中央から大宮県への出仕を命ぜられた者が数名加わる。

間島が就任してまもなく聽訟方補・断獄方補が補充され、この方面に重点をおいていることがわかる。次いで、五月八日県内改革として旧幕以来勤めてきた手代・手附等二七人を一斉に免職し、そのうち「正路使用ニ堪候もの」を改めて採用するという思い切った改革を行っている。実際には一四人がまもなく大宮県に再任用され、一人が浦和県となつてから当分出仕を命ぜられている。従つて、半数近くが整理されたことになる。これ以降何人かが補充されている。

更に、七月八日の官制改正、同二十七日の県官定めを受け、八月に入つて小山春山・山県小太郎が判県事から権大参事に任せられると、管下職員についても権大属・少属・権少属・史生等としている。

ところで、これらの職員のうち知県事宮原中務については史料が少なく『大宮市史』『浦和市史』を始め、県・関係市町村史でも余り解説されておらず、『埼玉人物事典』でも立項していない。そこで、限られた史料ではあるが、今後の参考のために関係史料を紹介したい。

まず、修史局編集の『百官履歴』は宮原中務について、次のように記述している。⁽⁵⁾

東京府土族 元上士 宮原忠英

宮崎
中務

明治元年戊辰八月八日 奈良府判事試補被仰付候事

同月廿三日 奈良府権判事被仰付候事

同年九月十七日 奈良府判事被仰付候事

同年十月八日 紹従五位下

同年十一月十日 奈良府判事被免候事但位記返上之事

同月十二日 今度是迄ノ職務被免就テハ最前御用多ノ折柄勵勤ニ付此品下賜候事

同年十月四日 当分弁事出仕被仰付候事

同年四月九日 大宮県知事被免候事

この『百官履歴』では、宮原中務の前歴を略しているが、元は宮崎達次郎といい明治元年十月三日に宮原中務と改名している。⁽⁶⁾ 達次郎

職員履歴と達書による大宮県の成立とその展開

は、元御徒組頭河野彦左衛門の子として生まれ、後に天璋院広敷添番ともに同じく天璋院広敷添番に任じられている。⁽⁷⁾

宮崎達次郎は元治九年（一八六四）丹後久美浜代官となり、同所において幕末期を迎えていた。慶応四年（一八六八）鳥羽・伏見の戦いが始まり、山陰道鎮撫總督軍分遣隊から「慶喜征討令」を伝達された福知山藩士一九名が正月十四日久美浜に到着すると、宮崎は恭順の意を表し、官金を引き継いだのち代官所を引き払い宗雲寺に移っている。そして二十一日には、福知山藩士に伴われて福知山に赴いている。⁽⁸⁾

宮崎は、その後正月二十六日付けで勤王誓書を提出し、五月十五日に本領安堵を受けていた。⁽⁹⁾ 七月に受けた小堀数馬の取調の内容は次のようになつており、官軍に対してもつた対応がよくわかる。⁽¹⁰⁾

「御取調ニ付御請書

小堀 数馬

一、高百五拾俵 知行高但蔵米

宮崎達次郎忠英
當辰五十一才

但 屋敷江戸下谷二長町 壱ヶ所
同 青山長者丸

一、達次郎儀万延元申年十月家督代々広敷添番相勤、文久三年四月静寛院宮用達・天璋院用達兼相勤、元治元年六月代官二相成丹後國久美浜在陣罷在候處、当春之事件ニ而右陣屋立払被仰付候間、其節去ル丑寅収納溜金壹万四千四百兩余并昨卯年

収納一同御引渡申候、且昨卯年九月已後検見入用其外召遣御手附・手代給扶持ハ、全卯年収納取調御入用相掛り候付、右諸入用凡金六百両程達次郎手元より操替差出置、右ヲ以取立方仕候収納米金ハ不残取調差上候儀ニ御座候旨申立候

右之通御座候、以上

慶応四辰年七月

小堀 数馬

この結果宮崎達次郎（達治郎とも）は新政府に仕えるようになり、先に記したように八月八日奈良府の判事試補に任じられ、同月十九日には同地に赴任している。⁽¹⁾

二 大宮県達について

一で述べたように、大宮県を開設し初代の知県事（のち県知事）となつたのは宮原中務忠英である。この宮原が武藏知県事となつた明治二年正月十日から、大宮県が名称を変更し浦和県と称するようになつた時期までの達類をまとめたものが表二である。

布達先は管下全宿町村を対象としたものが殆どであるが、中には特定の寄場組合村々を対象としたものや特定の村を対象としたものもある。従つて、大宮県が発した達類は他にも多くあるが、ここでは全宿町村を対象としたものを主とし、宿村によつて内容が異なるものについては、参考例として特定のものを取り上げた。また、個別のものについては特徴があるものののみ選択し、個人の呼出状等は割愛した。大

宮県出役による布達類のほか、史料三・九・六二等のような達そのものではないが、その内容から行政官の布告や大宮県の達を受けたものであることが明白なものは、一覧に加えた。

これらの達類をみると、①行政官・法官・民部省など国からの布告・布達類を支配下の村々へそのまま布達したもの、②国からの布告類の指示に基づいて報告するために管内の村々に取調を依頼したもの、③県独自の方策に基づいて布達したもの等がある。ここでは、これららの達類のうち、③の県独自の布達類及び①の国からの布告類の管下宿町村への布達にあたつて付された後書きに特徴がみられるものについて、本文を翻刻（宛先等は原則として省略）した。なお、史料の翻刻にあたつては原文を基本としたが、明らかな誤字等については「法令全書」等によって訂正した。

内容的には、県治体制の変遷に関するもの、宿村の統治に関するもの、年貢の納入に関するもの、治安維持に関するものほか金札流通に関するもの等、社会の変革期に特有な政治・経済・社会の安定化に向けた新しい秩序づくりに関する政策が主体である。そのなかに、史料五・九・一八・二七等のように達を通じて新しい社会の考え方を浸透させようとしているのも、こうした黎明期の特徴といえる。

三 大宮県の成立とその展開

二で掲げた達類の内容について分析するのは本稿の意図するところ

ではないので措くとして、ここでは大宮県の基本的な事項を押さえるために、その成立からその後の動向にかかる県治体制の変遷に関する達書について、主に日付を検討しておきたい。

- ①正月 十四日 宮原中務が武藏国知県事となる
 - ②正月二十八日 大宮県が設置される
 - ③二月 十八日 椿沢郡ほか五郡岩鼻県支配となる
 - ④四月 十一日 宮原中務免ぜられ間島万次郎大宮県知事となる
 - ⑤四月 十八日 比企郡村々が埼玉県支配となる
 - ⑥五月二十七日 聽訟方役所を大宮宿へ設置する
 - ⑦六月 大宮県仮役所を大宮宿に設置する
 - ⑧九月 十五日 県所を浦和宿に建設する
 - ⑨九月二十五日 大宮県を浦和県と改称する
- 慶応四年（一八六八）四月二日東海道先鋒総督參謀は、勤王誓書を提出し恭順の意を表した旧幕府代官佐々井半十郎等に武藏下總國當分支配を任せ、支配地の取締りと官軍兵糧等の御用を命じていたが、同年閏四月制定の政体書に基づく「府藩県三治制」が成立すると、六月に入り旧幕府領旗本知行地に対する維新政府の直轄地支配のために武藏・下總國知県事等を新たに任命している。
- 武藏国には山田一太夫・松村忠四郎・桑山圭助の三人の知県事が置かれているが、後の大宮県地域を支配したのは六月十九日に任命された忍藩士の山田一太夫政則である。この山田一太夫の跡を勤めたのが宮原中務であり、明治二年正月十日に「徵士武藏国知県事被 仰付候

職員履歴と達書による大宮県の成立とその展開

事⁽¹²⁾」という辞令を受けている。従つて、①の布達は正月十四日付で出されているが、宮原中務が武藏国知県事に就任したのは正月十日である。

次に、宮原中務は就任早々県の設置を目指していたものと思われ、前任の山田一太夫が「山田一太夫役所」名で達を出していたのに対し、宮原中務の場合は宮原中務役所という表現を使わず、就任早々から「武藏知県事御役所」名を使い、正月十七日の達からは表⁽¹³⁾一に見るように「武藏県御役所」の名が使われるようになる。これは、先に述べたように宮原中務が奈良府の判事を勤めていた関係からと考えられるが、それでもこの武藏県は国に認められた名称ではなく、自称していったものであろう。正月二十七日にようやく大宮県の設置が認められている。この時の文書は提出された「埼玉県史料」では省かれていている。この時の文書は提出された「埼玉県史料」では省かれている。

一、明治二己巳年正月宮原中務

武藏国支配所内県所取建場所下方へも概承紀候処、中山道大宮宿便利ノ地ニテ県地取建ノ地有之、便宜ヲ主と仕郷宿等ニモ差支無之趣申立、尤中山道大宮宿辺江相建候見込ヲ以、支配所村々地断ノ義ハ見分ノ上申上候様可仕候得共、

先大宮県ト相唱候様仕度此段奉伺上候、以上

宮原 中務

巳正月

弁事
御役所

一、同正月廿七日府県掛より左ノ書取御渡

中山道大宮宿ニ縣ヲ開キ候義御聞届ニ候事

正月廿七日

一、同三月十八日島五位ヨリ御達ノ趣、桑山圭助ヨリ大宮県通達

左ノ如シ

県取建方追テ御沙汰有之候迄見合可申

明治二年の「日誌」⁽¹⁴⁾をみると正月二十八日に会計官・軍務官・神祇官・東京府へ「縣名之儀ニ付御届書」を提出しており、また表一一二にみるよう宮原中務は二十八日に田中銈之助を租税調役書記兼勤を命じており、翌二十九日には租税調役補・同加補・筆生を多数任じている。これらの者の殆どは山田一太夫時代から附属・下吏として勤めてきたものであり、この時点で新たに任命されたというよりも、大宮県の設置に伴つて機構を整備したものと考えられる。従つて、②の大宮県の成立は正月二十七日に認可を受け、翌二十八日から始動したといえよう。

このように、明治二年正月二十七日に大宮県の設置を認められた宮原中務は、早速権大參事の小山春山に大宮宿地内の県取建場所の見分を行わせ（二月二十四日見分済みの上帰着）、自らも三月八日祈年祭の祈祷がてら水川神社神主宅を見分している。そして十七日には西角井家を借用する意向を示していたが、翌十八日に県の取建はしばらく

見合わせるよう命じられている。⁽¹⁷⁾延期の理由については「知県事ニハ東行ニても被為在其上ニ無之てハ相分兼候間少々延引ニ相成候旨之被仰渡之由」とあるが、その意味は不明である。あるいは、天皇再幸を間に控えていたため延期になつたものであろうか。それはともかく、県の設置＝縣所（厅）の設置と把えられており、その意味からいえば大宮県とは名称のみであつたということになる。しかし、實際には大宮県の名で数々の布令を出すとともに独自の政策も行つており、やはり大宮県が設置されたものと見て差し支えないといえる。

③の児玉・榛沢・賀美・那珂・幡羅五郡の岩鼻県支配について、岩鼻県の廻状では「郷村諸書物去ル十八日大宮県より受取候」⁽¹⁹⁾とあり、同県からは二十五日付けでこの達を出している。なお、「東京官中日記」⁽²⁰⁾では二月九日となつており、同じ日付で比企・大里・横見・埼玉・男衾五郡が大宮県支配となつている。従つて、正式には二月九日に支配替えが決まり、郷村諸書物の受け渡しが十八日に行われたものであろうか。しかし、実際の郷村引渡事務は二月下旬になつても引き続き行われている。⁽²¹⁾また、先述した三月八日の水川神社祈祷での願文では「當県官内武藏國豊嶋足立埼玉男衾横見大里比企七郡」としており、比企郡内的一部には引き続き大宮県の支配地が存在していたのかも知れない。

「東京職務進退録」では、④の宮原中務が免ぜられ間島万次郎が大宮県知事となつたのは四月九のこととされているが、「百官履歴」⁽²²⁾では宮原の項では九日、間島の項では十日と異なつていて、どちらが

正しいかは判断しかねるが、「日誌」では四月十日条に「間嶋五位儀宮原中務跡大宮県知事被仰付候事」とある。また、四月十二日条に「宮原中務御役被免間嶋万次郎江知事被仰付候段、支配所村々惣廻状出候事」とあるので、十一日付けで廻状を準備し十二日に実際に布達したものと考えられる。なお、大宮県知事免職後の宮原中務の足跡は不明である。

また、間嶋は一月後の五月八日には先に述べたように、人事の改革を行つており、その影響からか日誌の九、十七日条にかけて空白の日が続いている(十三日のみ会計官の呼出により職員が一名出向いたことの記事がある)。⁽²³⁾

⑤について、「太政類典」では二月十日条に品川県支配所の入間・高麗・比企郡高五万四千石余と大宮県支配所の比企郡高六千石余が革山県支配となつたことを記している。県行政文書にその写しがあるので、それを掲げると次のようである。⁽²⁴⁾

大宮県

其県支配所武藏国比企郡高六千石余、革山県支配ニ被

仰付候

間、郷村引渡可申事
四月 行政官

⑥⑦は、同一のことを指しており、達に書かれているように六月三日から事務を開始する聽訟担当の事務所の設置であり、「埼玉県史料」の県控には「六月三日ヨリ聽訟担当ノ胥吏大宮宿ニ出張シテ訟ヲ聽力シム」とある。東角井家日記六月四日条に「大宮県一両日以前ニ当宿

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

大門町北沢甚之丞宅ヲ普請出来迄仮住居ニ致置候由ニテ⁽²⁶⁾とあり、この仮住居が仮役所と呼ばれ、西角井家日記でも「已六月四日大宮県仮役所当宿北沢甚之丞宅ヲ取繕、同日役所開」くとある。そして、判事

山県小太郎・住山新八、附屬塩田良三・吹原正六・遠山徳太郎・倉沢確之進・吉田真一郎・高瀬申三・小磯太吉・渡辺沢^(マ)之丞の名が列挙されていることから、これらの者が聽訟担当の仮役所詰職員と思われ

る。同五日条では「大宮知県事明日より役所広メ致候ニ付御祈念」とあるので、実際には四日から執務を開始していたが、六日に開所式を行つたものであろうか。これ以降、同所は大宮県仮役所と称したようであり、六月六日付けからその文字が見られるようになる。これに伴い、東京の役所は從来の大宮県御役所の呼称のほか東京大宮県御役所とも呼ばれるようになる。

なお、この聽訟担当の充実を図るため、四月から五月にかけて新たな職員の任用が行われている。大宮宿への仮役所の設置は、単なる支所に止まらず県所そのものの設置を目指していたものと思われ、八月二十一日には「大宮知県事間島万治郎殿義先日当宿江引移り候間、最早当地江住居と心得居候処」とある。しかし、その後県所の設置は浦和宿へと変更になり、九月十八日には浦和宿において「大宮県之御役所たて候ニ付地堅之御祈禱」が行われている。これに先だって出されたのが⑧の達であり、この県所での執務開始(十二月二十七日付浦和県達によれば、明治三年正月朔日より「諸届ケ伺等至急之義ハ惣而浦和宿ニ而取扱候」とある)前に大宮県が浦和県と改称されている。こ

の改称月日について、「太政類典」では九月二十九日とし、法令全書も九月二十九日としている。しかし、表一一一にあるように職員の辞令では九月十七日で統一されており、これは地堅め＝地鎮祭の前日、準備を始めた日があたっている。県所の建設に着手した段階で浦和県と改称し、布達・布告はその後になつたものであろう。

おわりに

四四

(5) 北泉社「日本史籍協会」叢書(復刻版)による。「奈良県史料」や「東京職務進退録」(いずれも国立公文書館蔵)とは、必ずしも辞令月日が一致しない。

(6) 「進退録」(国立公文書館蔵)

(7) 「江戸幕臣人名事典」新人物往来社

(8) 「久美浜町誌」(昭50)

(9) 「復古記」巻八十五(第二)明治元年五月十五日条

(10) 前掲「太政類典」

(11) 警察庁公文書五六年移管「諸府県往復留 錄事」(国立公文書館蔵)

(12) 前掲「東京職務進退録」

(13) 埼玉県行政文書明八七一

(14) (15) 同右明一三

(16) 「東角井家日記」(大宮市史 資料編三)平5)。三月十九日付けで西角井家から「今般大宮県新県御取建相成候ニ付、右御普請中拙宅仮御役所ニ御用達御用ニ被仰付度」(西角井家文書No.三六一三)との願書を提出している。

(22) 藤井家文書No.一〇

(17) 前掲(13)

(23) 前掲(1)

(18) 前掲(16)三月二十三日条

(24) 埼玉県行政文書明三六七九

(19) 宇野家文書No.一六

(25) 前掲(13)

(20) 国立公文書館蔵

(26) 前掲(16)

(21) 前掲(14)

(27) 西角井家文書No.二〇五三

註

(1) 日付は、いざれも「太政類典」(国立公文書館蔵)による。

(2) 埼玉県行政文書明九〇八

(3) 同右明五及び一三

(4) 「大宮県申牒指令抄」(『埼玉県史料叢書五 埼玉県史料五』)三一三一

表1-1 大宮県職員の履歴（知県事・判県事）

	幕末期の状況	大宮県以前の状況	大宮県での履歴	大宮県以降
宮原 中務 ／忠英	丹後久美浜代官	明治元. 9. 17奈良府 判事→元. 11. 10被免 →2. 正. 4当分弁事 出仕	2. 正. 10徵士武藏国大宮知県事 2. 4. 9大宮県知事被免	
間島 万次郎 ／冬道	尾張藩寺社奉行 安政5年藩主慶勝幽閉 の際連座	明治元. 9. 23刑法官 判事	2. 4. 10大宮県知事 2. 7. 20大宮県権知事 2. 7. 22大宮県知事 2. 9. 29改大宮県称浦和県	2. 11. 22名古屋県参 事
福田又左衛門	佐々井半十郎手代普請 役格	慶応4. 7山田一太夫 手代→明治元. 9. 17 同判県事	2. 3. 判県事被免租税調役	
小山 春山 ／朝弘、鼎吉	木綿問屋の3男 真岡で医を開業 春山堂塾主、草莽の志 士	明治元. 11. 21史官試 補	2. 正. 晦大宮県出仕 2. 2. 朔判県事 2. 8. 7権大參事	司法省出仕
山県 小太郎 ／通政	豊後岡藩士の男、草莽 の志士	慶応4. 3軍曹→同4. 6. 19鷲尾侍従附属→明 治元. 11. 7病院監察	2. 3. 大宮県出仕 2. 3. 7判県事 2. 8. 5権大參事	4年兵部省出仕
住山 新八			2. 5. 27判県事	

表1-2 大宮県職員の履歴（附属・下吏）

	幕末期	山田一太夫支配	宮原中務支配→大宮県	浦和県
田中 錢之助 ／田中 直人	慶応元年佐々井半十郎 元々手代	7月手代→8. 8附属	正. 28附属・当分御雇租税調役書記兼 勤→4. 29差免	11. 晦少属
森 謙吉郎	元治元年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8附属	当分聽訟断獄司出役→正. 29附属・当 分御雇租税調役→5. 8差免→5. 10附 屬→8. 22少属	9. 17浦和県 と改称、職 務如本
井上 芳郎	文久口年佐々井半十郎 手代・普請役格	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・租税調役補→5. 8差 免	
本城 駿三郎	嘉永3年佐々井半十郎 手代・普請役格	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・租税調役補	
吉田 定之助 ／田沢定之助 ／田沢 等	慶応3年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8下吏	正. 29附属・当分御雇租税調役補→5. 8差免→5. 10附属→8. 18少属	明治4年5. 22権大属心 得
桂 次郎太郎	元治元年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8下吏	4. 4当分御雇・租税調役補→5. 8差 免	
本城 駿一郎	佐々井半十郎手代	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・租税調役加補	
西山 又次郎	元治元年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・租税調役加補→5. 8 差免	
宮坂 徳太郎 ／遠山徳太郎 ／遠山 正俊	慶応元年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8下吏	正. 29附属・当分御雇租税調役加補→ 5. 8差免→5. 10(9)附属・断獄方補 →8. 22(7. 13)少属	9. 17浦和県 と改称、職 務如本
児玉 直次郎 ／三好 義一	元治元年佐々井半十郎 書役	7月手代→8. 8下吏	正. 29附属・当分御雇租税調役加補→ 5. 8差免	11. 20当分出 仕
稻岡 元蔵	慶応4年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・筆生→5. 8差免	
常世田 周輔	佐々井半十郎手代	7月手代→8. 8下吏 →10月柴山文平方へ		
桂 勝之助	慶応4年佐々井半十郎 手代	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・筆生→4月出仕差免	
井上 称五郎	慶応4年佐々井半十郎 出役	7月手代→8. 8下吏	正. 29当分御雇・筆生→5. 8差免	
小儀 錠助	大竹左馬太郎元々手代	7月手代→8. 8附属		
浅野 弥吉	大竹左馬太郎手代	7月手代→8. 8下吏		
飯嶋 広太郎 ／道直	嘉永4. 7. 晦佐々井半 十郎手附出役	7月手附→8. 8下吏 →12. 23附属	会計方出役→正. 29附属・当分御雇租 税調役→5. 8差免→5. 10附属→8. 2 (権)少属	9. 17浦和県 と改称、職 務如本
関口 房次郎	元治元年佐々井半十郎 手附出役	7月手附→8. 8下吏	正. 29当分御雇・租税調役補→5. 8差 免	
糸井 繁太郎	文久3年佐々井半十郎 手附出役	7月手附→8. 8下吏	正. 29附属・当分御雇租税調役加補→ 5. 8差免→5. 10附属	明治3年正. 18史生
鯰江 倉之助	慶応3年佐々井半十郎 手附当分出役雇	7月手附→8. 8下吏	正. 29当分御雇・筆生→5. 8差免→5. 10租税方掛→8. 18史生	
吉田 五三郎	元治元年大竹左馬太郎 抱	10. 24下吏	正. 29当分御雇・筆生→5. 8差免→5. 13租税方掛	
宮崎 三次郎	松平下総守家来山口作 之助厄介	10. 22下吏	正. 29当分御雇・筆生→5. 8差免	

松永 三郎 ／政愛	万延元年大竹左馬太郎 手附→明治元. 6徳川 家用人組→同. 12行政 官附・織田上野触下	11月見習→12. 28下吏並	正. 29附属・当分御雇租税調役補→5. 8差免→5. 10附属→8. 18少属	9. 17浦和県 と改称、職務如本
今井田安太郎	行政官附 倉橋完次触下	11月見習→12. 28下吏並	正. 29当分御雇・筆生→5. 8差免	
小磯 兵吉	慶応3年大竹左馬太郎 書役	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分雇→5. 8差免→5. 10給仕 →8. 23県掌	
野中 沖之助	下吏閑口房次郎厄介	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分雇→5. 8差免	
秋葉 善之進	一橋家来井出文七厄介	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習→5. 8差免→ 5. 13租税方掛→8. 18史生	
白川 貞三郎		11月見習		
三好 甚蔵	明治元年町野隼人触下 行政官附世話役	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習→5. 8差免	
前嶋 運吉 ／道基	行政官附久松主計触下	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習→2. 7附属→ 5. 8差免→5. 10附属→8. 23権少属	明治4年5. 22少属
竹内 静五郎	代官高木作右衛門手代	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習→5. 8差免→ 5. 13租税方掛→8. 18史生	
藤井 利介	松平下総守家来左中太 厄介	11月見習→12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習→8. 18史生	
木村 信一郎	松村忠四郎元手代	12. 28下吏並	→正. 28小室信太夫下吏	
多久 権之丞 ／岩雄・正忠	文久2年代官内海多次 郎手附当分出役→慶応 3. 3病気差免	12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習(正. 12筆生補) →5. 8差免→8. 17改名志津馬(摩)→ 8. 18史生	明治3年10. 14免官
本間 邦次郎	安政2年東叡山目代田 村権右衛門役所勤	12. 28下吏	正. 29当分御雇筆生見習→8. 18史生	
岩田 勇太郎 ／幸永			正. 29下吏見習・当分御雇筆生→5. 8 差免→5. 10附属→9. 2史生	9. 17浦和県 と改称、職務如本
喜多村 兵蔵			正. 29当分雇給仕→5. 8差免	
塩田 良三			2. 朔聽訟断獄方補→8. 23権大属	
脇坂 圭藏	教衛隊指揮役		2. 朔聽訟断獄方→8. 20大属	
高瀬 申三 ／雅彦	行政官附 末高李左衛門触		2. 4出仕→8. 22権少属	明治4年7. 5少属
丸山 関蔵			2月会計方→8. 23大属、当分少参事	
岩田 量平			3. 25出仕・租税調役補→5. 8差免	
吹原 正六			4. 22聽訟方補→8. 23少属	
野間 時之助	刑法官捕亡方		4. 22聽訟方補→5. 10断獄方補→7. 1 8病氣辞職	
倉沢 雄之進	刑法官捕亡方		4. 22聽訟方補→8. 23権少属	
渡辺 峰之丞			4. 22附属聽訟方→5. 10断獄兼勤→8 月依願差免	
絞結 二蔵			5. 4聽訟方補	
有賀 嘉平			5. 4断獄方補→5月依願差免	
高橋 鉄之助			5. 4断獄方補→8. 18史生	
吉田 慎一郎			5. 4断獄方補→8. 18少属	
月岡 築三 ／光彝			5. 4(5)出仕→8. 24権少属	9. 17浦和県 と改称、職務如本
佐藤 弥継			4. 22聽訟方→5. 4依願差免	
吉田弥左衛門			5. 7租税方→8. 18権大属	
田口 平蔵			5. 10給仕→8月県掌→8. 23史生補通 称給仕	
稻葉 勝之助			5. 13租税方掛	
松田 丈一郎			5. 17租税方掛→8. 18史生	
村田 雷蔵			5. 19聽訟方補→8. 24権大属	
富田 小太郎			5. 19断獄方掛	
大輪 左仲			6. 4断獄方→8. 18権少属	10. 2病氣差 免
吉田 頤太郎			8. 22当分少属補	
山口 繁太郎			9. 2当分少属補	
岡田 称之助			9. 12当分少属補	

* 表の作成にあたっては、註2・3の史料のほか埼玉県行政文書明907及び同917の「県官履歴」等を用いた。
また、表1-1の作成にあたっては、「明治維新人名辞典」(吉川弘文館/昭56)・「明治過去帳<物故人名辞典>」(東京美術/昭46)・「栃木県歴史人物事典」(下野新聞社/平7)・『間嶋冬道翁全集』(大8)等を参照した。

表2 大宮県達一覧

No.	日付	内 容	出 所	備 考
1	正. 14	山田一太夫儀御役御免、宮原中務武藏知県事被仰付に付達	武藏国知県事御役所	
2	正. 17	去辰年貢米石代金其外皆済金納付に付達	武藏県御役所	
3	正.	孝子義僕等叡慮に付取調（行政官、武藏国知県事御役所）	行政官	正. 9 No.24
4	正. 22	苗字帯刀或は扶持遣し諸役免除等一切廢止に付達	武藏国知県事御役所	
5	正. 23	諸官員礼儀廉恥を旨とし職務に励精尽力方達	行政官	正. 10 No.28
6	正. 24	宗門人別帳村々の分集め大惣代から差出に付達	武藏県御役所	
7	正. 28	武藏國十一郡宮原中務支配所仰出候間、諸願届大宮県御役所へ差出可旨達 知県事名前の傍示杭大宮県支配所と認直すよう達	武藏県御役所 大宮県御役所	
8	正. 29	御料并上知村々名主役儀人撰入札致し、開封札数等差出に付達	大宮県御役所	
9	2. 4	宮原中務直諭に付き大惣代の者知県事役所へ召出の達		
10	2. 7	外国航海之者御渡相成候印鑑改造に付海外へ罷越候者取調可申出達	(正月) 行政官	正. 22 No.62
11		租税其外正金百両に付金札百式拾両の立相場で上納に付達	大宮県御役所	正. 24 No.74
12	2. 7	横井半四郎殺害逃走者人相書	刑法官、行政官	正. 6 No.16
13	2. 10	濁酒醤油造共造高追願の者へ仮鑑札渡に付達	大宮県御役所	
14		大政更始に付諸道閥門廢止の達	正. 29 No.84	正. 20 No.59
15		伊勢大廟参拝被仰出候事	(正月) 行政官	
16		金銀并金札包座本町壱丁目設置に付達	(正月) 正. 24 No.72	2. 2 No.95
17	2. 18	棟沢郡ほか岩鼻県支配に付達	大宮県御役所	
18	2. 23	人民告諭大意行政官より達に付達	大宮県	2. 3 No.98
19	2. 24	村々名主役改めて人撰入札いたし願書差出すよう再達	大宮県御役所	
20	2. 27	村々去辰物成之内下け戻に付村役人等可罷出達	大宮県御役所	
21	3. 7	御料并上知村々役人之儀は出役廻村の節可差出達	大宮県御役所	
22	3. 10	関東八ヶ国并伊豆国絞油渡世の者取調可差出再達	大宮県御役所	
23	3. 14	関東筋御林并旧旗下上知林取締りとして租税司附属廻村に付達	大宮県御役所	
24	3. 18	村々人撰役人出役の上取調べに付達	大宮県出役丸山関藏	
25	3. 19	五ヶ年物成書上・五ヶ年諸渡米金書上・高反別書上帳取調差出に付達	大宮県御役所	日誌 3. 9
26	3. 20	村々人撰役入之儀に付再達	大宮県	日誌 3. 5
27	3. 20	村役人治め方并村入用帳作成・差出方に付達	大宮県	
28	3. 24	癸丑以来旧幕府により譴責を受け埋もれた勤王の志士取調に付達	大宮県御役所	正. 晦 No.85
29	3. 26	文久錢ノ通用ヲ支障スル者取締方に付達	行政官	3. 18 No.295
30	3.	宗門人別改め難形	大宮県御役所	
31	3. 晦	村役人印鑑差出方に付達	大宮県御役所	
32	4. 5	諸運上冥加永稼人名前等巨細取調に付達	大宮県御役所	3. 12 No.280
33	4. 11	宮原中務被免、間島万治郎県知事被仰付に付達	大宮県御役所	
34	4.	宿々村々宿屋渡世の者への申渡条に付達	大宮県取締出役	
35	4.	宿々村々質屋渡世の者への申渡に付達	大宮県取締出役	
36	4.	埼玉郡明願寺村清算今以て割戻さず不届きに付達	大宮県御役所	
37	4. 18	比企郡村々並山県支配所に被仰渡に付達	大宮県役所	
38	4. 19	人撰入札に際し不正の者厳重処罰に付達	大宮県取締出役	
39	4. 19	非人乞食体の者取締りに付達	大宮県取締出役	
40	4. 24	宗門人別五人組並増減帳・村入用帳差出に付再達	大宮県御役所	
41	5. 4	自負勝手に侍奉公且帶刀拵いたし候者厳重処罰に付達	大宮県御役所	
42	5. 7	自今金札相場を廢止し正金同様通用被仰出に付達	(4月) 行政官	4. 29 No.405
43	5. 8	租税其外諸上納物金納の分は以来金札を以て納付に付達	大宮県御役所 行政官	5. 4 No.418

No.	日付	内 容	出 所	備 考
44	5.11	金札御布告書2通配布に付達	大宮県御役所	
45	5.13	金札御布令書配布に付達	大宮県御役所	
46	5.	取締組合囚人圈預り入用に付達		
47	5.18	諸願願届書等差出方に付達		
48		目安箱に付達	大宮県御役所	
49	5.27	聽訟方役所大宮宿へ設置に付達	大宮県御役所	
50	5.27	村々夫食種類其外品々仮証文、今般本証文に書替に付達	大宮県	
51	6.6	御用状差紙等日限厳守等に付達	大宮県仮御役所	
52	6.	村々高反別定免取米永本途并五ヶ年物成書上差出に付再達	大宮県御役所	
53	6.9	金札仕法改め製造増差止めに付達	(5月)行政官	5.28№481
54		正金札引替に付打歩取り禁止方に付達	(5月)行政官	5.28№482
55		蚕種紙買入れ金札正金同様に行うよう達	5月	5.29№490
56	6.13	諸国社寺向き旅行の節賃錢に付達	大宮県御役所	6. 9 №522
57	6.14	当巳年貢夏成金割賦納付方に付達	大宮県御役所	
58	6.16	村々役入の義に付呼出状	大宮県出役	
59	6.	諸官の役名字等かたり種々取巧む者取締向申渡	大宮県	
60	6.	強盜押込の類召捕等に付申渡の条	大宮県	
61	6.	大宮県仮御役所大宮宿設置に付心得方達	大宮県	
62	6.24	関八州陸羽の地生糸蚕卵紙の類、外国人へ抜壳りする者厳重取締に付達	民部官	6. 19№548
63	7.3	一宮氷川神社にて五穀成熟御祈中奉幣使差立てに付達	大宮県仮御役所	7. 2 №608
64	7.3	金札押借証文本紙書替に付再達	大宮県御役所	
65	7.4	近日英国王子渡来に付達	(6月)行政官	6. 25№574
66	7.10	知県事県内廻村の節送迎の規則に付達	大宮県	
67	7.12	天下一般錢相場金壹両に付錢十貫文と定めに付達	太政官	7. 10№633
68	7.23	出役の節旅宿並御用通行に付達	大宮県御役所	
69	7.24	当巳夏成年貢割賦納付方に付達	大宮県御役所	
70	7.	金銀融通のため高一万石に付正金二千五百両上納、金札御渡に付達	大宮県御役所	
71	8.19	正金上納東京御役所にて請取に付達	大宮県丸山関戻	
72	8.19	旧会津降伏人謹慎中脱走に付探索捕亡方達	民部省	
73	8.	社寺朱印地字別其外一筆限取調書上差出しよう達	大宮県御役所	
74	8.	社寺院旧幕朱印高反別定之取米永書上帳外取調差出に付達	大宮県御役所	
75	8.	府藩県廻米に付達	大宮県御役所	
76	8.	旧旗下上知村々当巳年田方惣検見の義見合に付達	大宮県御役所	
77	8.24	賛金取扱厳重取締り所持の員數申出るよう達	(7月)太政官	7. 22№661
78	9.5	先般金札割渡村々の正金上納方に付再達	大宮県仮御役所	
79	9.6	粕壁宿定助加助村々役人呼出に付達	大宮県出役脇坂円戻	
80	9.10	大宮宿三代吉自訴に付宥免宿役預に付達	大宮県御役所	
81	9.12	黒浜村卯之助外十三人召捕に付達	大宮県仮御役所	
82	9.15	県所浦和宿へ取建に付達	大宮県御役所	
83	9.18	村々秋成年貢納方に付達	大宮県御役所	
84	9.18	村々田方萌腐之分筋取方に付重立役人呼出状	大宮県御役所	
85	9.25	旧幕中定式御普請所取調に付達	東京大宮県御役所	
86	9.25	大宮県を浦和県と改称の旨管内達	大宮県	9. 29№946

※備考は明治2年法令全書に記載のあるものは日付・番号を、明治2年日誌(県行政文書明13)に布告類関連記載があるものは日付を付した。

※本一覧の作成にあたっては、県行政文書のほか大熊家・川島家・田中(一)家・森泉家・宇野家・久保家・松岡家・大熊(正)家・小室家の明治2年御用留類を中心に、その他関連史料を参考とした。

〔史料一〕

山田一太夫儀役御免跡弁事出仕宮原中務儀武藏国知県事被仰付候、此旨相達候、迅速順達令請印留村より可相返もの也

巳正月十四日 武藏国知県事 御役所

〔史料二〕

覚

一、永百五貫七百九拾貳文五分

曾雄進太郎上知 大室村

一、永百五拾四貫七百八拾貳文貳分

深尾守之助上知 同村

一、永三拾貫四百八拾六文三分

疋田兵庫上知 同村

一、永三百拾八貫百九拾三文九分

堀謙三郎上知 同村

右者去辰御年貢米石代金其外皆済金之内旧地頭先納金有之分者、御收取納高三分一迄御下ニ渡相成候分差引、書面之通得其意力候条、当月廿五日迄ニ可相納候、廻状村名下へ令請印刻付ヲ以順達、留村より可相返もの也

巳正月十七日 武藏国 御役所印

〔史料五〕

諸官々員各職位ノ重ヲ相弁其一身ヲ相慎候儀者、銘々覺悟も可有者

(中略)

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

正月 行政官

右之通被仰出候付為心得達置候、就而者知事始其以下之輩足輕小もの等ニ至迄音物等者一切不相成候、若万一心得違檢見并諸出役之節、又者居宅等江賴寄且挨拶杯之心得を以、金銀者勿論聊之品たりとも差送り候もの於有之者、贈り候もの受候もの共嚴重之及沙汰候付、其節後悔無之様前以達置上下共正廉真義專要ニ候条、小前末々ニ至迄不洩様可被達候、上として下を撫育ハ申迄も無之、内外正道嚴重ニして億萬一不都合之義有之候ハ、封書ヲ以知事手元江可申聞候也

巳正月廿三日御役所
武藏県

〔史料六〕

宗門人別帳之儀、村々持參差出候而者雜費相掛候儀ニ付、組合内小組合限小物代江相集夫より大物代江不殘相集、兼而触置候通三月十日限可差出事

一、御料者勿論中太夫下太夫上士知行社寺領とも、宗門人別帳差出可申事

一、壱人別印形宗判等落印無之様、村役人共入念大小惣代共心付不取調之儀無之様可致事

一、家數人別增減差引帳別紙案文之通相認、宗門帳ニ添可差出候事右之通相心得廻状以刻付可令順達もの也

武藏県

巳正月廿四日 御役所

大宮県
御役所

朱書

「半紙三枚ニ認表紙なし」
家數人別増減差引帳（雛形略）

〔史料七〕

武藏国十一郡宮原中務支配所大宮県と被 仰出候間相達候、以後諸願
届等大宮県御役所と相認可差出事

大宮県

巳正月廿八日 御役所

是迄知県事名前ニ而相建候傍示杭、早々如左認直可申候

從是東 大宮県支配所

右之通御触書きを以御達申候間、急速御順達留りより宿方江御返し可

被成候、以上

正月晦日

粕壁宿
役人

〔史料八〕

御料并上知村々名主役之儀、此度改而人撰入札申付候間、當名主を

始組頭以下村中大小之百姓一同可然人撰入札いたし、村中立会之上

開封札数并名前年付相認、來ル二月十五日迄急度可差出事

一、村高凡千石ニ付名主兩人・組頭三人位取極申付候間、其段兼而承
知可有之候、成丈村人用不相掛様專要之事

右之通相心得小前末々迄銘々一存を以、無依怙蠶賊寒儀ニ入札可致候也

〔史料九〕

追而村々名主名前御持參之事

以廻状致啓上候、然者此度御用之儀ニ付大惣代之者知県事御役所御召
出ニ相成、厚御仁政被 仰出候旨宮原中務様御直諭有之、右之外追
々被仰出候御書付之趣御達申上候間、來ル六日四ツ時揃之様毎村御名
主中御奉人ツ、印形御持參御出張可被成候、御組合限り無渉落御達し
御銘々同日早々御出張被成候、此廻状留より御返し可被成候、以上

巳二月四日

寄場役人判

〔史料一七〕

其村々今般若鼻県支配所被 仰渡、今十八日郷村諸書物引渡候条得其
意、此廻状早々順達留りより可相返もの也

巳二月十八日 大宮県 御印

武州

寄居組合

〔史料一八〕

神州の風儀を示し 王政の御趣意を諭さんため告諭大意（中略）
人民告諭大意式冊行政官より御達ニ付相達候、 王政之御趣意相弁

へ候様人每ニ誦讀いたし、上下之趣意不相戻政教並行之基を相心得可

申もの也

附左之親村江相達候間、早々壹通写取組合村江相廻し其村々おる
ても写取セ可申候、因村々小前末々迄写取セ可申事

巳二月廿三日 大宮県

〔史料一九〕

村々名主役之義、改而人撰致入札役人可願出旨達置候所、いまた不差
出村々有之、来ル廿九日限急度可差出事

附村高千石ニ付名主兩人・組頭三人位と相達置候得共、村入用相

減候御趣意ニ付、元來千石・武千石其余ニ而も名主壹人勤之村方
も有之間、右其村役人減候分者不苦候、今般增加之御趣意ニ者無

之間、其段相心得可申事

大宮県
二月廿四日 御役所

〔史料二〇〕

一、永拾七貫六百九拾四文九分 上野村

内 永武貫九百七拾七文 買納

皆済

一、永三貫九百六拾九文九分 花積村

内 永九百三拾七文三分 同断

同断

一、永三貫三拾武文六分 大宮原
巳二月廿七日 御役所

一、永三貫百武拾壹文八分

裏慈恩寺村
上蛭田村

一、永拾貫百武拾九文

内 永武貫四百拾八文四分
内 永七貫七百拾文六分

買納
皆済

一、永武貫三百七拾文三分

内 永六百四拾文九分
内 永壹貫七百武拾九文四分

右同断
右同断

一、永七貫六百四拾九文壹分

内 永壹貫六百六拾七文七分
内 永四貫九百拾九文三分

同断
同断

一、永六貫百三拾武文貳分

内 永壹貫貳百拾武文九分
内 永四貫九百拾九文三分

同断
同断

古ヶ場村

一、永壹貫六百五拾六文九分

内 永百四拾四文七分
内 永壹貫五百拾武文貳分

同断
同断

道順川戸村

其村々去辰御物成之内烟方引并諸拝借返納被下切、其外等ニ而上納相
済候内下ケ戻可相成間、村役人并小前高持三・四人調印之請取書來ル
三月十五日迄可罷出候、廻状村名下令受印刻付ヲ以順達從留村可相返
もの也

[史料二二]

御料并上知村々役人之儀先般触置候処、追々苗代蒔附之節ニ至り出府致し候儀難渋之向も可有之、依之出役之者兩人差出シ出先取調候条、兼而相達置候通入札人撰いたし取調右廻村之節可差出、總而御一新ニ付下方難渋相省候儀、心得違無之様正路二人撰可致候、此廻状村下令請印早々順達留りより可相返もの也

三月七日 大宮県
御役所

[史料二三]

租税司附属

岩上桑右衛門

吉沢太郎右衛門

吉川友次郎

石塚三五郎

関東筋御林并旧旗下上知林とも取締として致廻村候間、旧冬見分残村々者御林并上知林有無とも、無渉右廻村先江可申立候、此廻状村下令請印早々順達留りより可相返もの也

三月十四日出候 大宮県
御役所

[史料二四]

廻達を以得其意候、先般被程村々出役之上取調候ニ付而者、壱ト寄場ツ、調上ケ追々其筋廻村致候間、夫迄者他組合出役先江不罷出様可相心得、畢竟路次之入費又者農繁ニも差向候間、右等を相厭遣し候而之事ニ付必罷出候而者、混雜而已矢張不都合ニ候間、此趣意能々相心得可申候、且又東京ニおるて御請印まで不相済共村方丈ニ而取極候村方者、其者共ニ而都而御用者勿論役儀可相勤未タ不行届村々者、古役之者ニ而是迄之通万事相勤居可成丈ヶ実意正路を以取極置我等廻村可被待候、右此段其組合限不渉様急速布告可致置候、以上

三月十八日 大宮県出役

丸山閑藏

[史料二五]

去ル亥より去々卯迄五ヶ年物成書上

(雛形略)

去ル亥より去々卯迄五ヶ年諸渡米金書上

(雛形略)

高反別書上帳

(雛形略)

其村々去ル亥より去々卯迄五ヶ年分延米を除本途米永引分、口米永錢其外并諸渡米永とも別紙之通相心得、右之振合を以一村元給々有

之分ハ折込一纏ニ取調半紙堅帳ニ認、右五ヶ年分割付皆済目録其外
合可相成書類者不残相添差出改請可申候

一、高反別帳別紙振合之通り取調半紙堅帳ニ認、前書五ヶ年調書上帳
一同可差出候

但し検地帳水帳名寄帳又ハ高反別帳等、其外見合可相成書類有
之分ハ不残持參相添可差出候

右三帳急速取調可差出候、廻状村名下令請印刻付を以早々順達留村より可相返もの也

巳三月十九日 大宮県
御役所

〔史料二六〕

村々人撰役入之儀者從來之弊習ニ而、中二者役人共不宜取計有之由、殊ニ上知村方等者旧地頭役人共、依怙之偏見ヲ以人望有無を不論申付置候ものも有之哉ニ付、殊ニ今般改而入札之上公平至当之人撰可致様相達候處、狡猾之徒此機ニ乘し是迄実儀ニ勤居候役人おも相省き、小前之者共を誑惑致し勝手尽者へ入札為致、却而混雜ヲ生し候村方も保有之、數度箱訴等致し候向不少、右者即民を妨候奸曲之所為以之外之事候、猶又高千石ニ付名主式人と相達候儀、上知之分給之入合之村方ハ名主役十余人も有之、諸事多端ニ而已成行自然衰弊之至リニ候儀ニ付、右を相減し候趣意ニ候、就而者高千石余之村方素々名主壱人ニ而無難ニ治り来候村も、強而相増候向も有之候儀心得違ニ候、總而從來

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

〔史料二七〕

之通ニ而治方宜敷村々者其併ニ差置改而役義申付候事候間、右之趣等者致弁別正実ニ相勤可申候、若心得違いたし村方為騒立候族も有之ハ嚴重可致処置候条、此旨屹度相心得小前末々迄不洩様可相達もの也

巳三月廿日 大宮県

一、王政御一新之 御趣意を奉体認、人民ヲ撫育ミ生産ノ富殖し教化り敦ミし賞罰ヲ明ニするの御趣意貫徹致し候様、精々尽力之心得ニ候得共、万一知縣事始其外役人ニ至候迄不可然取計も聞及候ハ、早々可申出候、若斷然と難申立儀も候ハ、名前実印ヲ居封書ニ致し、県目安籍江入候とも又者知事手元江差出候而も宜く、其趣ニ寄褒美をとらせ候様、万民御愛憐の仁と厚き 思食を奉戴して、支配中之人民は皆我子と愛するに均しく、善ヲ勧め惡を懲らし良民ニ成さんと勤る也、御聖代乃難有を下しも能弁ヘ其身を謹ミ可家ヲ齊候、村役人は村内之治りを常々心掛上ヲ敬ひ下を憐ミ、相互ニ實意ヲ尽し睦しく可致事

一、村役人之儀者御政体を受継小前江達し候事故、少も私なく正路潔白ニ可取計者勿論ニ候、聊之事より出入訴訟ニおよひ候儀甚不宜弊風ニ候間、自身以後名主役人共厚く心掛、出入混雜等出来候ハ、精々申諭し、尚不得止事候ハ、隣村并大惣代共まても立入、出訴不相成様可致候、聊之事より争端ヲ起し仇敵之如クニ成行等解候期者なく、鎖細之事ニも混雜ヲ生し果者其所之衰微ニおよび候は眼前之

義、知県事始諸役人深致心痛候間、名主役人始メ重立候百姓能く心を用ひ、村中兄弟之如く心得睦敷家業出精いたし、厚き御趣意ニ協ひ候もの者屹度御褒美可有之候事

巳三月晦日 大宮県 御役所

一、年中之村高割入用帳紙數凡積ヲ以二冊仕立、前書村役人惣百姓致

連印候白紙帳式冊役所江差出し、押切ヲ請置年分之入用附置、尤臨時多分之入用有之節者、村役人之外高持之もの共相談之上割合可致、記帳割賦之節も高持百姓立会廉々相改メ、惣百姓得心之上致高割惣メ高高高石二付又一反何程割と仕訳附、右押切之上下置候帳末江前書入用割賦、小前一同得心之上勘定仕候儀聊相違無御座候、右之外別帳仕立割合等一切不仕候と相認メ、村役人物百姓連印いたし来午正月中二冊共差出し改ヲ請、尚押切見留印形居壹冊者村方江相下ケ、壹冊者役所江留置可申事

但右帳面之外小入用割賦別帳持候儀致間敷候、村役人共手數ニ

者候得共、小前之ものども疑惑ヲ生し不申様正路潔白ニ取計可申事

右之通村々小前末々迄篤と申聞、右帳面村每持參候而者入用も相掛候事故、最寄村々取集惣代持參可有之もの也

巳三月廿日 大宮県

[史料三一]

其宿組合村々村役人印鑑、西之内紙横帳二役名前相認メ、名前上江

印形いたし急速差出候様申通、來月六日迄可差出者也

[史料三二]

諸運上冥加永御改正被 仰出候間、其場所生産為引立依願相納候分者是迄之通上納之積、產業無之前々仕来を以無余儀致定納來候分者此度免除之積取調候間、旧幕中皆済目録江載相納候振合を以、諸運上冥加永稼人名前等巨細取調、半紙帳面ニ認当月晦日迄ニ可差出候

但旧旗下上知村々者皆済目録振合も無之候間、諸運上相納候產業有

之候ハ、取調可申出候

前書之通相心得廻状村下令受印刻付を以順達、從留村可相返もの也

大宮県
巳四月五日 御役所

[史料三三]

宮原中務儀御役被免間嶋万治郎大宮県知事被 仰付候、此旨相達候、迅速順達令請印留り村より可相返者也

大宮県
巳四月十一日 御役所

〔史料三四〕

申渡条

宿々
在々宿屋渡世

右之もの共旅人ハ不及申土地之ものたりとも、止宿いたし候時々名住所記帳之上夜泊可為致候事、尤怪敷風体且不法之金錢等遣拵候もの有之候ハ、其所役人共江早々届出可申、万一不正之ものと相弁ながら密ニ留置止宿為致、外々より頤候節者嚴重之咎申付候間、心得之ため兼而相達置候条堅相守可申候也

〔史料三五〕

大宮県
巳四月 取締出役

當県内宿々在々質屋渡世之もの共一口之利欲ニ迷ひ、出所不知身分不相當之品等手寄ヲ以無判ニ而、質江取引いたし候もの共多分有之以外之義不埒之事ニ候、以來出所不知不相當之品等質入いたし候ハ、差置寄場々々親村江可申出、万一心得違之もの有之おるてハ置候ものハ勿論、質ニ取候もの共嚴重之咎申付條組合村々江も急度可触達候、此廻状刻付ヲ以廻達留村より可相返候也

桶川宿御用先
大宮県
巳四月 取締出役

〔史料三六〕

先般申渡候清算之儀今以不割戻候段不行届之儀ニ候、來ル十七日迄ニ反別江割戻し清算済口役人小前連印書面ヲ以可差出候、若相背ニおるてハ此上嚴重之所置ニ可及もの也

大宮県
巳四月 御役所

武州埼玉郡
明願寺村
惣役人共

〔史料三七〕

其村々去月廿五日岩鼻県より引渡相成候處、今般韋山県支配所ニ被仰渡、今十八日郷村其外引渡候條得其意、此廻状村名下令請印迅速達留り村より可相返もの也

大宮県
巳四月十八日 役所

古里村
新田共（以下村名略）

〔史料三八〕

申渡条

先般人撰入札之義被仰出、夫々正敷身柄之者江役儀可被仰付御趣意之処、還而心得違ヲ以不正之者共徒党を結種々取巧酒食等馳走致、小前末々あざむき混乱為致候始末多分有之以之外成次第不埒至極ニ付、右様之者悉探索を遂早速召捕嚴重之御咎被仰付候間、速ニ取

極^{タク}埒明可申段小前末々至迄不洩様至急ニ通達可致候也

大宮県

四月十九日 取締出役

[史料三九]

申渡条

此節非人乞食体之者村々所々江立廻り、夜分者盜押込等いたし候もの
共多分召捕候間、向後本街道往来之外村々江者右様之もの必立入不申
様、番非人共江申付嚴重ニ取締可為致候也

大宮県 取締出役

巳四月十九日 取締出役

[史料四〇]

御料井中太夫下太夫上士知行社寺領共、當已宗門人別五人組并増減
帳・村入用帳等取揃、去月十日限り可差出旨相達置候処 今以等閑置
候村々も有之如何之事ニ候、依之右村々江親宿村より急速申達、來ル
五月十日限り可差出、尤役入不相濟村方ハ取極次第可差出もの也

大宮県

巳四月廿四日 御役所

[史料四四]

御布告書式通都合百枚其組合江相渡候間、在来上知村々共普ク行届候
様可取計もの也

大宮県

巳五月十一日 御役所

[史料四五]

金札御布令書式拾五枚相渡候間、其組合壹ヶ村壹枚ツ、在来上知村々共
普ク行渡候様可致、若不足ニ候ハ、尚可願出候、余分返上可致もの也

[史料四二]

当県支配所之者共自己勝手ニ侍奉公又者兵隊江加リ、土体ニ出立戎装

大宮県

巳五月十三日 御役所

器械を携在々ヲ廻り、且暇取帰村致候而も尚帶刀致不宜及所業ニ、或
者私之怨ヲ挾ミ所々及暴行ニ候者間々有之趣以之外之事ニ候、以來右
様之者有之候ハ、早々可訴出候、若自^レ優勝手ニ侍奉公且帶刀^レ挾いたし
候者有之候ハ、組合村役人迄嚴重之罪ニ可被處候条堅相守、心得違
無之様小前末々迄無洩可触達もの也

但し無余儀侍奉公致度者ニ候ハ、親類組合村役人等示談之上其
旨可出願候事

此廻状村下へ令請印早々順達留村より可相返もの也

大宮県

巳五月四日 御役所

[史料四六]

囚人圈預り入用

一、錢壹貫文 囚人壹人賄代

但し 三度分壹度二付
錢三百三十式文

一、錢壹貫七百文

番人入用

錢九百文

飯料

同七百文

番質

同百文

蠟燭油代

合錢武貫七百文

一、囚人番人之儀者道案内之者江申付候
右者取締組合親村圈預中囚人賄入用区々二而不都合ニ有之間、向後書
面之通申付候事

巳五月

五月十八日 大宮縣 御役所

[史料四七・四八]

近來県内宿々百姓共、諸公事出入容易之事ニ相心得、出訴之書面願人
一判又者親類ニも無之者名代として罷出、夫のニならず兎角願面書飾
り候風習ニ相成、言葉を巧ミ上を偽り候次第多分有之以之外之義ニ
候、以来者小前共者勿論村役人より差出候諸願伺届書等者名主・組
頭・百姓代連印之上、大小惣代事実取糺シ奥印いたし可為相顧、若文
意取飾之儀有之ニおるてハ加判之もの迄も嚴重之所置ニ可及間、心得

違無之様村役人小前末々ニ至迄急度相心得可申事

但事柄ニ寄他江難申出義等も有之候ハ、格別之事

五月

目安箱之義者下々難渋之筋有之儀を申立度候得共、中途ニおるて滞子
細有之又者役人とも不宜儀等有之、不得止事箱訴ヲ以下々之事情をふ
さかざる様との 御趣意ヲ以御建置候所、近來何事ニよらす宿意或
者私之恨を以跡形もなき儀を書綴り、無名無印ニ而訴候類多分ニ有
之、右者謙訴之道を開キ上下疑惑を生し候段、厚キ 御趣意ニ相背
候のミならず却而不宜風儀ニ立至り候段如何之事ニ候、以來無名無印
者勿論事実不都合之箱訴ハ一切焼捨、其次第二より嚴重吟味之上相当
之咎可申付候間、此段相心得小前末々迄可相達、此廻状早々順達致受
印留り村より可相返者也

[史料四九]

今般當県聽訟方中山道大宮宿へ出張いたし候間、來月三日より諸願筋
訴訟等總而同宿役所へ可罷出もの也
但上納向其外御年貢筋願之義ハ當分東京役所ニ而取扱候間、此段可
相心得事

大宮縣

五月廿七日 御役所

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

[史料五〇]

其村々夫食種糲其外品々名目にて去辰十二月中、仮証文ヲ以金札貸渡置候處今般本証文ニ書替可相成候間、別紙之案文通相心得名主組頭百姓代小前高持百姓共三四人、連印証文相認印形取揃六月五日迄ニ可罷出候、廻状村下令受印刻付を以迅達從留村可相返もの也

五月廿七日 大宮県

[史料五七]

一、金拾四両壹分
埼玉郡
高曾根村

一、金拾五両
上野村

一、金六両
大烟村

一、金拾六両三分
市野割村

一、金六両
掛村

一、金百両
粕壁宿

一、金拾貳両
新田共

一、金貳両三分
裏慈恩寺村

一、金貳両三分
表慈恩寺村

一、金拾貳両貳分
下蓮田村

一、金五両三分
道口蛭田村

一、金壹両三分
下蛭田村

一、金壹両三分
道順川戸村

一、金五両
古ヶ場村

一、金六両貳分
金重村

一、金拾貳両貳分
内牧村

一、金拾貳両貳分
黒谷村

一、金六拾両壹分
平方村

一、金拾壹両三分
向畠村

一、金八両貳分
川崎村

一、金拾七両貳分
備後村

大宮県

御役所

×

[史料五一]

御用状差紙等村々路程相計り日限申遣候上ハ当日無相違、若參着遲引いたし候得者嚴重之咎可申付事

但途中病ニ而延引ニ及候者、日限当日添人より可届出事
公事訴訟ニ而罷出候者内帰村いたし候義、決而不相成候事
私欲横領等總而 御一新前之分者、一切御取扱不相成事
右之通小前末々迄不洩様申達、心得違無之様可致もの也

大宮県

巳六月六日仮御役所

[史料五二]

其村々高反別定免取米永本途并五ヶ年物成調書上之儀先而相達置候處、今以不差出取調向差支候間早々書上帳差出改請可申候、廻状村下江令請印刻付を以村順能相廻從留可相返者也

右者當已御年貢之内夏成金割賦書面之通候条、來ル廿日迄無相違可相

納候、廻状村下令請印刻付を以て順達從留村可相返者也

[史料六〇]

申渡条

已六月十四日 大宮県 御役所

[史料五八]

其村々役入之義ニ付申渡義有之間、此狀披見次第柏壁宿我等御用先江

三判持參、早々可罷出もの也

已六月十六日 大宮県 出役

[史料五九]

取締向申渡

当県内ニ於テ追々諸官之役名字かたり、或は刑法官亦ハ民部官・会計官より出役など、唱へ往来致し、種々之儀を取巧候もの有之候間、以來右様之者立廻り候ハ、差押候而訴出可申事、勿論実ニ其官ヨリ出役候とも當県ヨリ下知無之分者、諸事決而取用申間數事

但、盜賊召捕者等ハ府藩県相互ニ支配所江踏込候儀ニ付、実事ニ候ハ、世話致シ用弁相成候様可致事

右之通相守可申事

六月 大宮県

県内村々役人

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

一、強盜押込之類をとらへて差出候者者金五両下され候事
一、強盜之居所を訴出候ものハ御召捕之上金武両被下候事
但同類のものたりとも頭取候ものゝ居所訴出候ハ、罪一等を

赦免金武両下し遣ス事

右之通不洩様可相触もの也

已六月 大宮県

前書之通相認村々 御高札場へ張出し置候様被 仰渡承知奉畏
候、依之御受印奉差上候、以上

[史料六一]

申渡条

今般大宮県仮御役所當宿江被建置候上者、支配所村々之目的と相成候
義故、宿役人重立候者ハ不及申小前末々迄、能 御趣意ヲ相弁へ一
家庭敷銘々家業出精致し、別而役人共ニ於而ハ家内治り方万事心付不
取締無之様、屹度相心得可申事

一、御役所遷移相成候上ハ、總而御用并諸願等ニ而出県致候者宿方ニ
逗留致シ、追々繁昌ニ隨ひ米穀其外諸品売買等高直ニ相成候様ニ而
ハ諸人難渉ニ立至り、殊ニ旅宿渡世之者等外並宿料より高直ニ致候
様ニ而ハ以之外不宜候間、厚相心得正直寒体相互ニ真実差支無之様

一、当宿内ニ於テ公事訴訟之腰押いたし候者ハ不及申、たとひ如何様ニ被頼候とも其事ニあつかり、相談等致候儀有之ニ於而ハ厳敷咎可申付事

右之条々堅相守り可申候、若心得違候者ハ有之候ハ、一々咎可申付候のみならず、其次第二寄り職業差留候儀も可有之候間、一時之利を貪らす長ク渡世筋繁昌致候様、一宿中厚可相心得もの也

明治二年己巳六月 大宮県

大宮宿役人末々

[史料六二]

廻章ヲ以得御意候、長々之雨天ニ而御同意困入候、愈御勤兼之由奉恐

賀候、然者大宮県御役所より御達書左ニ

一道案内名目廢止已來捕丁と相改候事

一、寄場親村毎ニ捕丁壹人・同助壹人・都合武人之事

一、捕丁一ヶ月手当金三両貳分・同助金貳両貳分ツ、之事

但手当金之内壹両ツ、御役所より被下、残金其寄場組合惣高割之事

右之通

捕丁

熊谷宿

住居 浅五郎

同所

惣五郎

県内宿々
村々

己七月 大宮県

大宮県

己七月三日 御役所

[史料六七]

県内廻村之節送迎之規則、左之通

一、知県事廻村往来之節送迎之者役人三人ニ限り候事

付 露払金棒無用之事

一、判県事同断二人ニ限り候事

一、右役人出役廻村之節同断壹人ニ限り候事

右之通相守可申者也

六月廿四日

當組 小惣代 精兵衛

右者寄場役人大小惣代相談之上、右之もの共両人大宮県御役所へ名面書上申候間、左ニ御承知可被成候、以上

[史料六五]

金札押借証文本紙書替之儀廻章を以相達置候處、未書替不致等閑之至ニ候、右ニ付談義有之間此書付披見次第早々可罷出候、若於不參者曲事可為もの也

〔史料六九〕

一、出役之節旅宿之義宿方者本陣脇本陣、在方者名主組頭宅之事
一、支配所中御用状御用物其外御用通行、人馬共無質ニ而往来致し候
間、其旨相心得宿村共無差支可取計

此廻状早々順達、從留村可相返者也

大宮県

巳七月廿三日 御役所

〔史料七二〕

其組合正金上納之儀東京 御役所ニおるて請取候筈ニ付、其旨相得心
兼而申立候日限之通相違上納可致候、以上

大宮県

丸山閔感 御判

巳八月十九日

〔史料七四〕

社寺院朱印地高反別其外書上之義別紙之通相達候処、高之方者至急入
用ニ付組合限大小惣代ニ而不洩様急速取調、一筆限朱印高計差向書上
可申事

大宮県

巳八月 御役所

〔史料七〇〕

当已夏成御年貢割賦書面之通りニ候條、來八月五日迄日限無相違上納
可致候、廻状村下令請印刻付ヲ以迅達留村より可相返もの也

大宮県

巳七月廿四日 御役所

〔史料七五〕

社寺院旧幕朱印地高反別定之取米永書上帳并子より辰迄五ヶ年物成書
上帳とも、別紙雛形之通早々取調可差出候

〔史料七一〕

今度天下一般金銀融通之為メ、高一万石ニ付正金武千五百両ツ、上納
被仰付金札御渡相成候、尤も一ト通迷惑ニ也可可存候得共無御余儀
御趣意篤ト相弁可申、且無程御年貢上納ニ者金札ニ而差支無之候
間、心得違無之様早々正金上納金札頂戴可致候事

巳七月

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

候

〔史料七二〕

一、五ヶ年物成調方者年物成之内渡もの有之候ハ、右を引、残米永之
内延口米永引分ケ全本途之分五ヶ年平均ニいたし、延口米永小物成
等之類者外書ニ認可申候

一、右書上帳江突合可相成書類有之分者不残持參、相添差出改受可申

一、村々ニ而雛形写取篤と熟覧会得いたし、取調方認方等不振様可致候、右之通可相心得候事

右之通り組合村々江急速触達しいたし者也

大宮県

巳八月 御役所
(雛形略)

九月五日 大宮県役
御役所

[史料七六]

府藩県御廻米俵入之儀向後四斗入之御定相成候間、其余込米壹升山盛

二計立都合壹俵四斗壹升入ニ而御藏納相成候条、精米撰立升目不減様俵拵等入念御廻米可取計候事

大宮県
御役所

巳九月六日 脇坂円蔵

[史料八〇]

粕壁宿定助加助村々役人共、明七日脣頃迄ニ廻村罷越可申、寄場へ相集メ取計可置候也

[史料七七]

一、旧旗下上知村々之義當已年田方惣檢見之積、先達而廻状を以相達候村々も有之候處右惣檢見之義者見合相成候間、田方三分以上之損毛ニ不相当村々者定免通御年貢上納之義と相心得、米水辻者追而可相達候条可得其意候

大宮県
御役所

巳八月 御役所

[史料八一]

武州足立郡大宮宿
百姓 三代吉
友三郎伴

此者義熊ヶ谷宿無宿清太郎ニ召連行田在村名不存酒店之壁ヲ破り忍入、清太郎之義金札武朱ニ文久錢三四貫文計り盜取、翌廿九日上尾宿在馬喰新田古着や茂三郎方表雨戸ヲ押外シ忍入、金錢盜取同人より酒食等被振舞候段不埒ニ付急度仕置可申付之処、速ケ其非ヲ悔ひ同人ヲ申兼し大宮宿江連參り、捕丁之案内致し同人ヲ召捕自訴および候ニ付、出格之御宥免を以其罪を免し宿役預申付、自訴褒美として金八百元為取遣スもの也

[史料七九]

先般金札割渡候組合村々之内、正金上納未タ不相納村々者前書日限之

通り、東京御役所又者大宮宿板 (員力) 御役所江無相違上納可致もの也
但し大宮宿江も掛口罷越居候間、金子改等ニ差支無之事

九月

右之通被 仰付候間其寄場々々江張出候ハ勿論、組合村々小前末々迄
不洩様触示し可申者也

巳九月十日 大宮県 御役所

〔史料八二二〕

箕輪村

同

与 吉

五拾四才

丸ヶ崎村

百姓

吉五郎

式十八才

高岩村

小 定

四十三四才

小右衛門

四十才

由 藏

三十七八才

野田村

太兵衛

四十才

久右衛門

三十才

瓦葺村

久三郎

二十七八才

深作

信 吉

式十五六才

卯之助 五拾二三才

八五郎 三拾八才

上蓮田村

川島村 嘉 吉 四拾才

長崎村 同 利 吉 四十一才

辻村 同 吉五郎 四十才

職員履歴と達書にみる大宮県の成立とその展開

右之もの其組合宿村江立廻候ハ、見当次第宿村一同戮力召捕可差出、

若手余候ハ、討殺し候而も不苦もの也

巳九月十二日仮御役所

大宮県

〔史料八五〕
其村々田方萌腐之分苑取方之儀ニ付申渡義有之間、此廻状披見次第重立候役人壹人ツ、印形持參早々可罷出候也

巳九月十八日

大宮県御役所

〔史料八三〕

今般県所浦和宿江御取建御治定相成、此節より造営取掛り候間此段相達候、尤成切移徙相成候迄者庶務大宮宿仮役所ニ於て取扱候、可得其意もの也

九月十五日 御役所
大宮県

〔史料八四〕

其村々秋成御年貢納方之義、夏成金ニ同様之員數ニ付別段割賦不差出間、大小札半数ツ、取交來ル廿日より廿九日迄無相違上納可致、且以來年々夏秋御年貢割賦不遣ニ付、夏成ハ六月朔日より十日迄秋成者九月朔日より十日迄、いつれも日數十日之間無遲滯上納可致候、若等閑之村方於有之者可為曲事候、右之趣組合村々江も至急申通し方取計、此廻状追而可相返もの也

巳九月十八日 御役所
大宮県

〔史料八六〕

當真管轄之内旧幕中定式御普請所と唱候分子何々箇所附帳、其組合限大小惣代ニ而取調、當月十五日迄無相違可差出候

東京
大宮県

九月廿五日

御役所

〔史料八七〕

大宮県事

浦和県

右之通今般相改候間、小前末々迄不洩様可触達もの也

九月廿五日 大宮県